

中小企業向け設備投資促進税制の拡充

1. 改正のポイント

(1)改正の趣旨・背景

人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図るため、中小企業者等が設備投資を行った場合の優遇措置を拡充する。

(2)改正の内容

- ① 中小企業経営強化税制の創設により、平成29年3月31日をもって終了予定であった、中小企業者等が設備投資を行った場合の即時償却又は税額控除制度が延長される。
- ② 中小企業経営強化税制では、即時償却又は税額控除の適用を受けるための手続きに、経営力向上計画の認定が追加される(計画の申請から認定までに30日から45日程度を要するものと見込まれる)。
- ③ 中小企業経営強化税制では、適用対象資産の拡充(器具備品及び建物附属設備)及び適用対象事業が拡充されることにより、幅広い資産・業種で即時償却又は税額控除の適用が可能となる。
- ④ 中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化は、平成29年3月31日が適用期限とされていたが、今回の改正により適用期限が2年間延長される(平成31年3月31日まで)。
- ⑤ 中小企業投資促進税制の対象から器具備品が除外される。

(3)適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される。

(4)影響

大企業は、生産性向上設備投資促進税制の終了により、設備投資を行った場合の優遇措置を受けられなくなる。

2. 中小企業向け設備投資促進税制の概要

従来活用されていた生産性向上設備投資促進税制は終了するが、中小企業者等においては、経営力強化税制という形で実質的に引き継がれる。

中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、適用期限が2年間延長される。

		中小企業経営強化税制(改組)	中小企業投資促進税制(延長)	商業・サービス業・農林水産業活性化税制(延長)
対象企業		中小企業者等(資本金額1億円以下の法人又は農業協同組合等)		
対象事業 (指定事業)		中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業となる事業	主に製造業・建設業が対象 下記の事業等は対象外 ・採石業、砂利採取業 ・金融業、保険業(損害保険代理店業を除く) ・不動産業、物品賃貸業(駐車場業を除く) ・娯楽業 ・電気業	主に小売業・卸売業・サービス業が対象 下記の事業等は対象外 ・鉱業、採石業、砂利採取業 ・建設業、製造業 ・金融業、保険業(損害保険代理店業を除く) ・娯楽業(映画館を除く) ・医療業、保健衛生業
手続		以下の要件を満たした設備を取得すること ① 経営強化法の認定を受けること ②旧モデル比で生産性が年平均1%以上改善する設備であること 又は経済産業大臣の確認を受けた、年平均の投資利益率が5%以上となる投資計画に係る設備であること	一定の対象設備の取得等をして、指定事業の用に供すること	商業・サービス業等を営む中小企業者等が、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導等に伴って、経営改善設備を取得すること
対象資産・ 金額要件等	建物・構築物			
	機械装置	1台160万円以上	1台160万円以上	
	ソフトウェア	1台70万円以上	合計70万円以上	
	器具備品	1台30万円以上		1台30万円以上
	建物附属設備	1台60万円以上		1台60万円以上
	工具	1台30万円以上	1台30万円以上 かつ合計120万円以上	
	普通貨物自動車		車両総重量3.5t以上	
	内航船舶		取得価額の75%が対象	
特別償却率		即時償却(100%)	30%	30%
税額控除額	特定中小企業者等	10%	7%	7%
	上記以外	7%	適用不可	適用不可
適用期限		平成29年4月1日から平成31年3月31日まで		

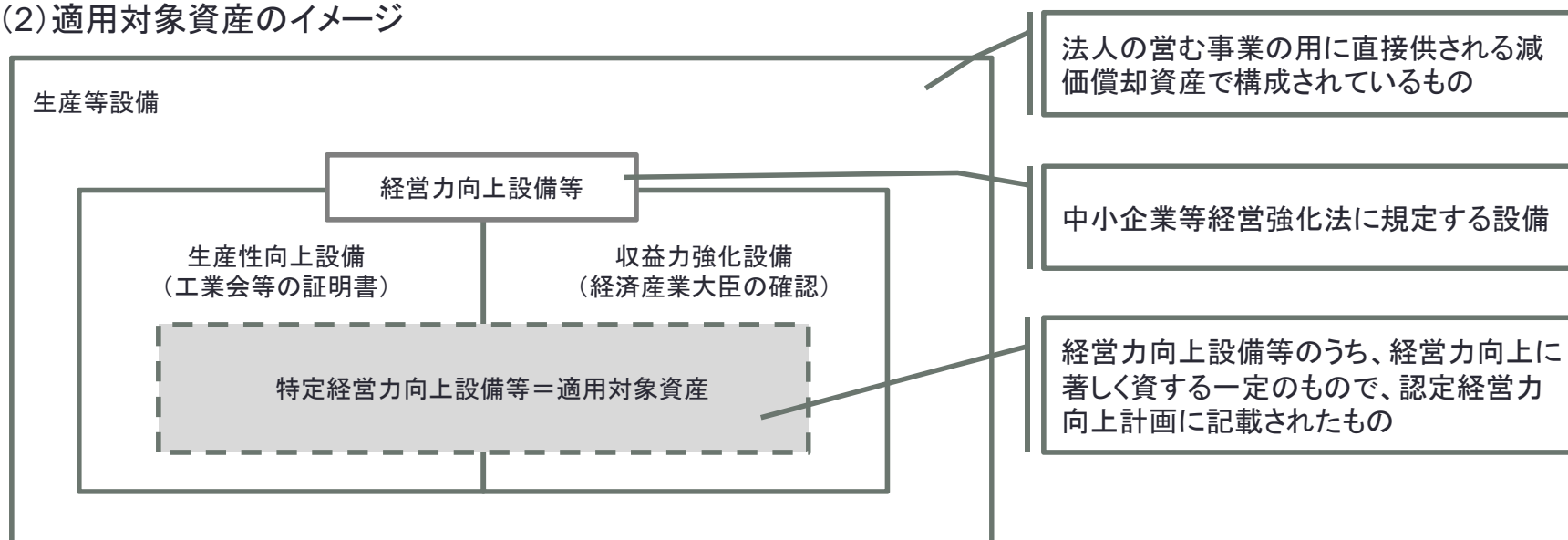
3. 中小企業経営強化税制の概要

(1) 中小企業者等の定義

適用対象となる租税特別措置法上の中小企業者等及び特定中小企業者等は次の通りである。

- ・中小企業者等...資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出する下記法人以外の法人
 - ①発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が同一の大規模法人(資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く)の所有に属している法人
 - ②発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人
- ・特定中小企業者等...中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等

(2) 適用対象資産のイメージ



対象資産は、その法人の対象事業(指定事業)の用に直接供されている減価償却資産で構成されているものに限られる。
 (事務用器具備品・本店、寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は対象外)
 風営法の適用を受ける事業等は対象事業(指定事業)から除かれる。

4. 生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の概要

改正後における、生産性向上設備(A類型)及び収益力強化設備(B類型)の概要は下記の通りである。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

(出典)経済産業省資料(経済産業関係 税制改正について) 平成28年12月

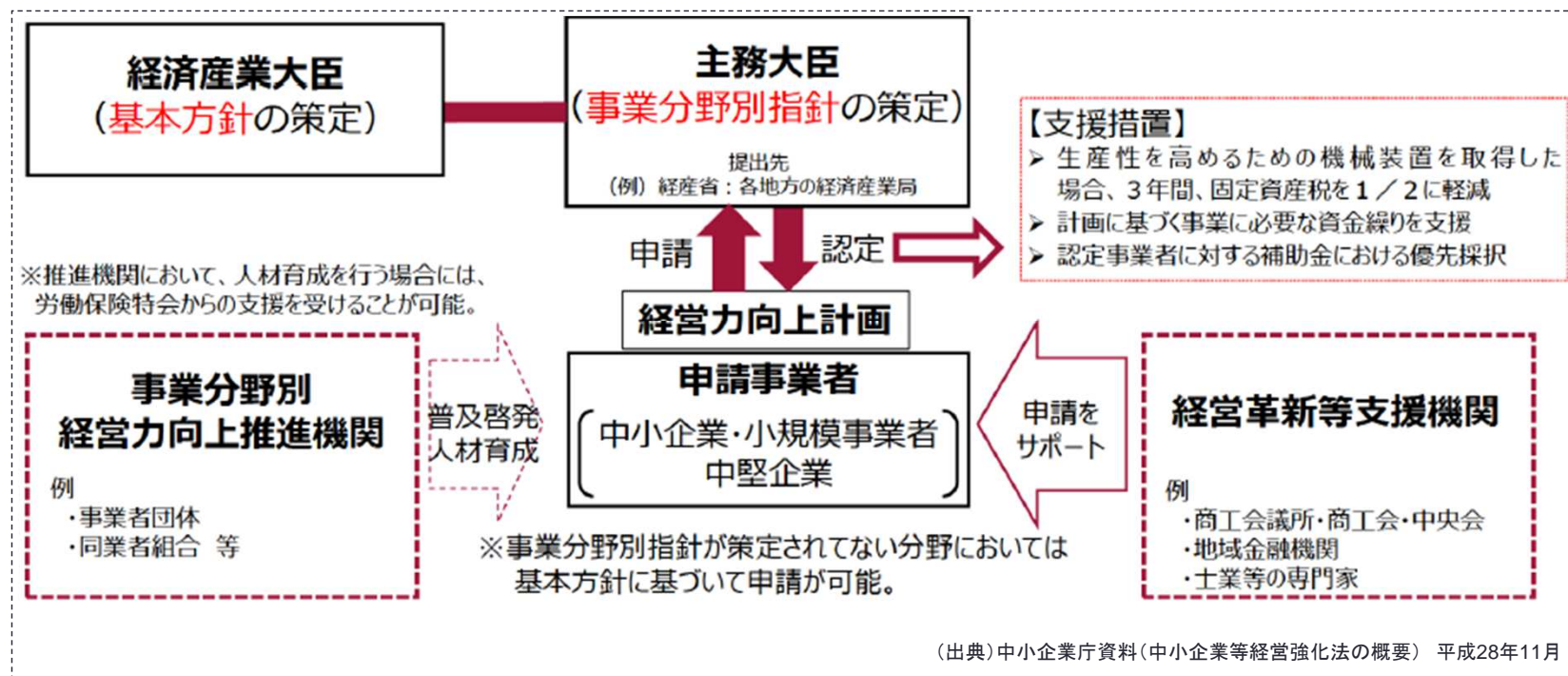
改正前との主な変更点は下記の通りである。

- ・認定要件:「経営強化法の認定」が必要となる。
- ・対象設備:建物・構築物が除外される。また、一部の対象設備につき、金額要件が変更される。
- ・対象企業:大企業(資本金1億円以上の法人等)が除外され、中小企業者等のみとなる。

5. 経営力向上計画の認定及び手続きのフロー

中小企業経営強化税制の適用を受ける場合、①経営力向上計画の認定、②生産性向上設備又は収益力強化設備の認定、③設備の取得と、3つの手続きが必要となる。

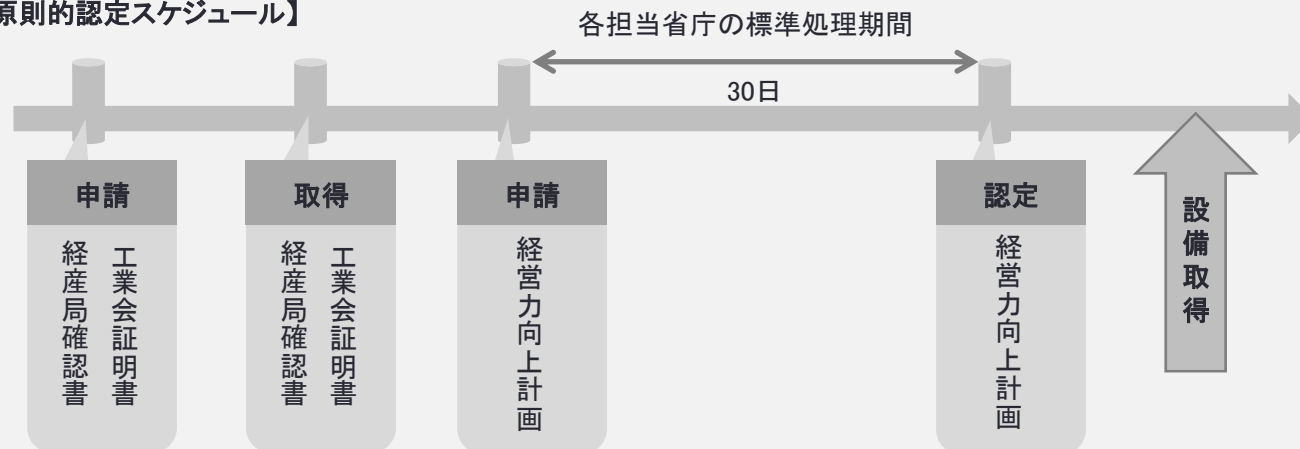
- ・経営力向上計画の申請先は、各事業分野(業種)の主務大臣である。
- ・提出にあたっては、経営革新等支援機関の確認・押印等は不要である。



5. 経営力向上計画の認定及び手続きのフロー

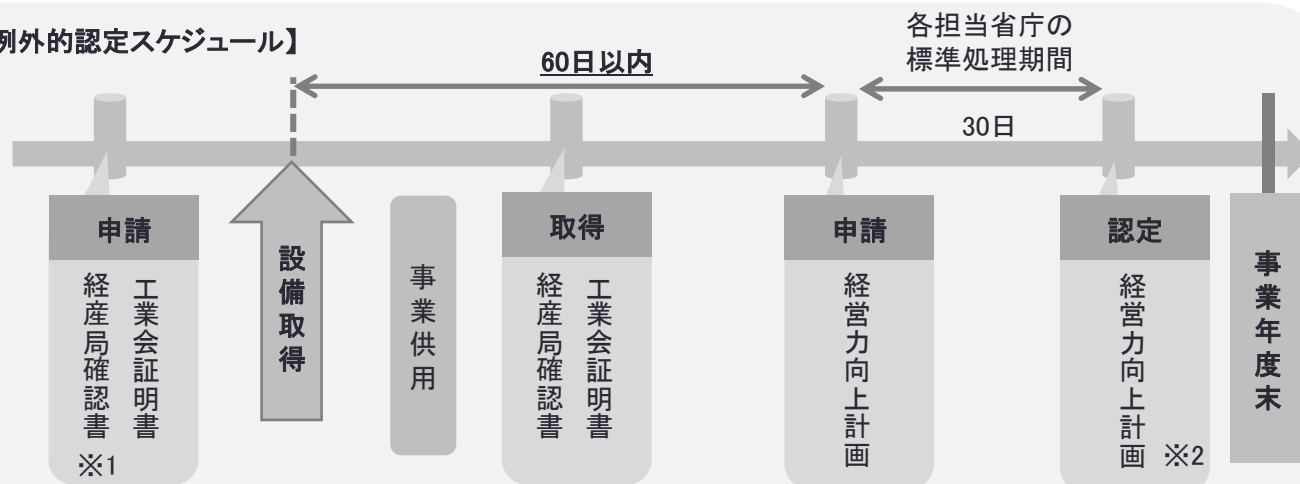
本税制の適用を受けるためには、原則、設備等を引き渡し、取得する前に、工業会等による証明書（生産性向上設備）や、経済産業局による投資収益率に関する確認書（収益力強化設備）を取得し、当該設備を利用し生産性を上げるための「経営力向上計画」の認定を受ける必要がある。

【原則的認定スケジュール】



※例外的に設備取得後に経営力向上計画を申請することも認められている。この場合、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が申請受理される必要がある。

【例外的認定スケジュール】



※1 収益力強化設備に関して、経済産業局の確認申請は設備取得前に行う必要がある。

※2 経営力向上計画の認定について、制度の適用を事業年度単位で見ることから、遅くとも当該設備の事業供用年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要がある。供用年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることができないので留意する必要がある。

6. 経営力向上計画に関する提出書類

経営力向上計画に係る認定申請書の認定により、固定資産税の減免、低利融資等の金融支援及び補助金等優先採択の措置を受けることができる。

申請から認定まで、30日～45日程度要するものと見込まれる。

【経営力向上計画に係る認定申請書(記入部分)】

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 職

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載事項)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、同時に経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- 1 名称等
正確に記載すること。
ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。
- 2 事業分野と事業分野別指針名
「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の中分類及び細分類を記載する。
「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

(別紙)

経営力向上計画

- 1 名称等
事業者の氏名又は名称
代表者名(事業者が法人の場合)
資本金又は出資の額
常時使用する従業員の数
法人番号
- 2 事業分野と事業分野別指針名
事業分野〔 〕 事業分野別指針名〔 〕
- 3 実施時期
平成 年 月～平成 年 月
- 4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)

6 経営力向上の内容

事業分野別指針の該当箇所	実施事項(具体的な取組を記載)	新事業活動への該当(該当する場合は○)
ア		
イ		
ウ		

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1				
2				
3				

設備等の種類別小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
合計			

(出典) 中小企業庁ホームページ(申請手続関係書類等)